

香川県条例第27号

香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成13年法律第147号。以下「法」という。）第3条第3項及び第5条の規定に基づき、香川県議会議員及び香川県知事の選挙における電磁的記録式投票機による投票に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法で使用する用語の例による。

2 この条例において「候補者」とは、香川県議会議員又は香川県知事の選挙における候補者をいう。

(電磁的記録式投票機による投票)

第3条 法第3条第1項の条例を定めた市町の区域内の投票区においては、香川県議会議員及び香川県知事の選挙の投票（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第47条、第49条並びに第50条第3項及び第5項の規定による投票を除く。）は、法第3条第3項及び第7条に規定する方法によるものとする。

(電磁的記録式投票機における表示の方法)

第4条 電磁的記録式投票機における法第5条の規定による候補者の氏名及び党派別の表示の方法は、全ての候補者の氏名及び党派別を電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法とする。ただし、候補者が多数であることその他の事由によりこれにより難い場合には、電磁的記録式投票機の映像面に表示した五十音の中から当該電磁的記録式投票機の操作により一の音が選択されたときに、当該一の音で氏名が始まる候補者の氏名及び党派別を当該電磁的記録式投票機の映像面に同時に表示する方法その他選挙の公正かつ適正な執行を害しないものとして香川県選挙管理委員会が認める方法とすることができる。

2 前項の規定による候補者の氏名及び党派別の表示の順序は、公職選挙法第175条第3項の規定によるくじで定める順序によるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、香川県選挙管理委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後その期日を告示される選挙について適用する。